

令和5年第7回 笠間市農業委員会総会会議録

令和5年7月28日 開会
令和5年7月28日 閉会

笠間市農業委員会

令和5年笠間市農業委員会第7回定例総会

〔令和5年7月28日〕

-
- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第9 報告第1号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名人の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
日程第5 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第4号 非農地証明願について
日程第7 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について
日程第9 報告第1号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について
-

出席委員

1番	埴 博 光 君	11番	鶴 田 英 樹 君
2番	高 野 尚 夫 君	12番	長谷川 隆 君
3番	青 木 勝 照 君	13番	山 口 忠 栄 君
4番	石 川 馨 君	14番	小 沼 祐 君
6番	柳 橋 泰 君	15番	込 山 祐 一 君

7 番	入 江 保 夫 君	1 6 番	大 橋 正 義 君
8 番	長谷川 愛 子 君	1 7 番	佐 藤 清 章 君
9 番	國 谷 博 隆 君	1 8 番	田 山 悦 子 君
1 0 番	菅 井 亘 君	1 9 番	永 田 良 夫 君

欠 席 委 員

5 番 伊 藤 孝 洋 君

出 席 説 明 員

農 業 委 員 会 事 務 局 長	福 嶋 猛 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐	菅 谷 清 二 君
農 業 委 員 会 事 務 局 主 査	廣 瀬 美 和 子 君

午後 1 時 3 2 分開会

開会の宣告

○議長（永田良夫君） それでは、ただいまから令和 5 年第 7 回笠間市農業委員会定例総会を開催いたします。

ただいまの出席委員18名、よって、笠間市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、委員定数の半数以上に達しておりますので、本総会は成立をいたしました。

議事録署名人の指名

○議長（永田良夫君） 日程第 1、議事録署名人の指名をいたします。

笠間市農業委員会会議規則第15条第 2 項の規定により15番込山祐一委員、並びに16番大橋正義委員を指名いたします。

会期の決定

○議長（永田良夫君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

この総会の会期は、本日限りといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、会期は本日限りと決定いたしました。

議案の審議を始める前に、事務局より報告がありますので、お願いいたします。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 事務局から報告がございます。議案に関する報告となります。

7月21日に、農地法第5条の規定による許可申請の取下げ願の提出が1件ございました。その提出につきましては、7月24日付で受理の通知をしましたので、御報告させていただきます。取下げの理由は、事業が中止になってしまったためとのことでございます。

このことによりまして、議案書6ページ、議案第3号の申請番号65につきましては削除となります。

事務局からの報告は、以上となります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の41から44について、議席番号4番、11番委員より調査報告を願います。

○4番（石川 馨君） 番号41番から43番につきまして、調査の結果を報告いたします。

初めに、41番を報告いたします。

7月21日に、調査委員2名におきまして現地を調査してまいりました。申請者につきましては、電話で確認をしております。

この申請は、父親から長女への農地の一括贈与であります。譲受者は、20年ほどの農業の経験があり、家族内での労働力も確保できており、関係書類の添付もありますので許可相当であると思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、42番について報告いたします。

同じく21日に調査を行いました。申請者は都合がつかず、電話にて確認をしております。申請地は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、大田町十字路より西へ300メートルほどの左側です。この申請地は、申請者の耕作地に隣接しており、県道に面しているため、利便性がよくなるので売買にて譲り受けたいとのことであります。譲渡人は、耕作ができないので要望に応じるとのことでありました。

作付計画につきましては、野菜、イモ類などを作付するとのことであります。労働力、機械などに問題はありませぬ。許可相当であると思いますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、43番につきまして報告いたします。

この申請は、5月の総会に買受適格証明願が出されていたものであります。譲受人は、特別売却で申請地を取得し、栗栽培を始めたいものであります。

申請人は、市内の栗園でアルバイトをして栽培を学んでおり、所有する農機具は最低限

であります、本人がやる気があるようですので、許可相当と思われますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 11番。

○11番（鶴田英樹君） 議案番号44番について、調査の結果を報告いたします。

7月21日、指名調査委員2名にて現地を調査してまいりました。代理人、申請者には、電話にて確認いたしました。申請人、申請目的等については、議案書のとおりです。

申請地は2か所あり、1か所目は、長兎路の二所神社を北に200メートルぐらい行ったところ、2か所目が、同じく二所神社を東へ200メートル、常磐道の陸橋を超えた辺りになります。譲渡人申請理由は、現在遠方に住んでおり、高齢のため耕作ができないため。譲受人申請理由は、規模拡大を図るため、譲渡人の要望に応えるとのこと。

取得後の申請地利用計画は、耕作を目的とした所有権移転であり、機械、労働力等についても適正と認められます。また、関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の45から48について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○2番（高野尚夫君） 番号45について、調査の結果を報告いたします。

7月20日午前10時より、指名調査委員2名と申請人立会いの上、申請地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、鴻巣踏切より南東へ200メートルくらい行った右側のところにありました。申請事由は、父から子への贈与による所有権の移転です。なお、引き続き栗を作付します。

隣接状況としては、東側と南側は畑、西側が自作地、北側は道路です。隣接地への日照、通風、耕作等への影響はないと見てまいりました。関係書類も完備しており、許可相当と判断いたしますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（永田良夫君） 9番。

○9番（國谷博隆君） 46番につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月20日9時より、指名調査委員2名、譲受人の立会いの下、譲渡人は遠方であるため譲受人が立会いをいたしました。申請人、申請地、申請理由は、議案書のとおりです。

申請場所は、小原のJRの踏切より南へ約100メートルぐらい行ったところの譲受人の自宅のすぐ脇の畑地です。譲渡人は、遠方で耕作ができないということです。譲受人は、野菜を作るといふことであります。

譲受人は、大きな専業農家で機械等もそろっており、書類も整っていますので許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、申請番号47番につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月20日9時30分より、指名調査委員2名と委任者、茨城県農林振興公社の職員立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請理由は、議案書のとおりです。

申請地は、小原のＪＲ踏切より南へ500メートルぐらい行った水田地帯です。譲受理由は、農業経営の規模拡大を図るため。また、譲渡人は農地中間管理機構の特例事業の用に供するための売買でございます。

譲受人は、機械も整っており、水田中心の大規模農家です。書類も整っていますので、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

続きまして、申請番号48につきまして、調査の結果を報告いたします。

7月20日9時50分頃より、指名調査委員2名と委任者、茨城県農林振興公社の職員及び譲受人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請理由は、議案書のとおりです。

申請地は、小原神社より杉崎方面へ約600メートルぐらい行った右側の基盤整備をしている畑地です。譲受人が農地中間管理事業を通して借りて、麦、大豆、ソバなどを作付していたところで、農業経営の規模拡大を図るため購入することにしたとのこと。また、譲渡人は農地中間管理機構の特例事業の用に供するための売買でございます。

農業機械もそろっており、また後継者もあり、また大型機械等もそろっており、今後も麦、大豆、ソバなどを作付するということでございます。許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の49について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○12番（長谷川 隆君） 番号49について、調査結果を報告いたします。

7月25日、指名調査委員2名、代理人立会いの上、現地調査を行いました。申請人、申請地は、議案書のとおりであります。

申請地は、岩間第一小学校東側にある新池より北に200メートルです。譲受人の申請理由は、経営面積の拡大を図り、経営の安定を図るということです。譲渡人の申請理由は、要望に応じて譲り渡すとのことでした。

畑の耕作は、粟栽培を行います。農機具、トラクター、軽自動車を保有しています。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局から補足説明願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 番号の41から49につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第1号は原案どおり決定されました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

○議長（永田良夫君） 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

番号の3について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○18番（田山悦子君） 番号3につきまして、調査の結果を御報告いたします。

7月21日に、指名調査委員2名と申請人立会いの下、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等につきましては、議案書に記載のとおりです。

申請地は、友部歯科クリニックから西側100メートル付近のところでございます。申請人の変更の事由は、当初、1区画約134坪で2区画の分譲を計画したところ、顧客の要望として100坪以内で十分との意見が多く、1区画約87坪で3区画の分譲を提案し、現在2件の購入希望があり、建物の設計中とのことです。

本件につきましては、令和4年6月28日付で許可を受けたものであり、前申請と同様、居住用の住宅を建築するものであること、また、北側には農地がありますが、所有者に説明済みとし、関係書類も完備されております。よって、許可相当と判断されますので、御審議くださいますようお願いいたします。以上でございます。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第2号は原案どおり決定されました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（永田良夫君） 日程第5、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

番号の66について、議席番号5番、8番委員より調査報告をお願いします。

○8番（長谷川愛子君） 番号66につきまして、調査の報告をいたします。

25日9時30分より、指名調査委員と代理人立会いの上、調査をいたしました。申請内容は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間つくば線の下市毛橋東交差点の十字路の角2軒目です。譲受人の申請理由は、現在、水戸市内のアパートに居住していますが、婚姻に伴い手狭のため、自己住宅を建築するものです。譲渡人は、要望に応じるというものです。権利移転の内容は売買です。資金調達面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東、西側、宅地、南側市道、北側畑です。周辺への影響はございません。また、給水は市の上水道、排水については、汚水、雑排水が公共下水道へ放流、雨水は宅地内浸透です。そのほか関係書類につきましても完備しており、許可相当と判断されますので、御審議いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の67について、議席番号7番、16番委員より調査報告をお願いします。

○7番（入江保夫君） 申請番号67番について御報告いたします。

7月20日に、指名調査委員全員、推進委員及び申請代理人の立会いの下、現地確認を行いました。申請場所及び譲受人、譲渡人は、議案書のとおりです。

申請場所は、J R水戸線稲田駅から南へ直線距離で70メートルのところですが、申請理由は、譲受人は、自己住宅の建設のため、最適な土地を確保したいということです。譲渡人は2名おり、うち1名は、土地改良目的に埋立てを行いました。雨などで降水量が多いと土地が水で覆われ、作物が水害の影響を受けるということと、もう一人の譲渡人の面積は24平米で、先ほど説明した譲渡人の申請地と道路との間にある土地で、使用しないと出入りに不便があり、併せて譲受人の要望に同意したとのこと。なお、権利の移転は売買です。

隣接状況は、東側が畑、南側が公道、西側が川、北側がJ Rの敷地で、特段周囲への影響はないと判断してきました。なお、取水は井戸水使用で、雨水は自然浸透とし、雑排水については合併浄化槽を使用し、宅地内処理槽にて処理を行うということです。

以上、現地確認を行った結果、特段の問題はないと判断されますし、提出書類等も完備されております。このようなことから、許可相当と思われますので、御審議をお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の68、69について、議席番号17番、18番委員より調査報告をお願いします。

○17番（佐藤清章君） 番号68、69について、報告いたします。

まず、調査番号68について、調査の結果を報告いたします。

7月21日に、指名調査委員2名と代理人立会いで、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、市立ともべ保育所の南150メートル付近です。譲受人の申請理由は、申請地は市街地に近く、共同住宅を建築するのに立地条件がよいためとしております。譲渡人の理由は、高齢になり農地の維持が困難なため、相手の要望に応じるとしてしております。権利関係については、売買です。

隣接地の状況は、東側、南側が譲渡人の畑、西側が宅地、北側が宅地と譲渡人の畑となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については上水道、汚水、雑排水については公共下水道、雨水については敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

続きまして、調査番号69について、調査の結果を報告いたします。

同じく7月21日に、指名調査委員2名で現地を調査してまいりました。代理人とは、電話にて確認いたしました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、旭町のセブンイレブン旭平店のところを北へ200メートルほど進み、左折して100メートル入った左側です。申請人の申請理由は、現在住んでいる賃貸住宅では、子供も大きくなり手狭になってきたため、自己住宅を建築したいとしております。譲渡人の申請理由は、譲受人の要望に応じるとしてしております。

隣接地の状況は、東側、南側が宅地、西側が雑種地で市道、北側が市道となっており、隣接地への日照、通風等、耕作地への影響はないものと見てまいりました。給水については公共水道、汚水、雑排水については浄化槽設置後、敷地内処理、雨水は敷地内浸透処理でございます。このほか関係書類についても完備されており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の70について、議席番号4番、11番委員より調査報告をお願いします。

○4番（石川 馨君） 番号70番につきまして、報告をいたします。

7月21日に現地を調査してまいりました。申請人、申請地、目的等は、議案書に記載のとおりであります。

場所は、友部中学校より西へ600メートル、これより南へ50メートルほど入った辺りです。申請理由につきましては、アパートに住んでいるが、荷物が増えて手狭になった

ため、自己住宅を建てたいものであり、譲渡人は、売買にて相手の要望に応じるものであります。

取水計画は上水道より、排水計画は合併浄化槽にて処理後、宅地内処理であります。雨水は、浸透ますにて処理をいたします。申請地は、住宅地の中に取り残された畑であり、農地への影響はありません。よって、許可相当と見てまいりましたので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の71について、議席番号2番、9番委員より調査報告を願います。

○9番（國谷博隆君） 申請番号71につきまして、調査の結果を報告します。

7月20日8時30分より、指名調査委員2名、それから代理人、譲渡人の立会いの下、現地調査を行いました。申請人、申請地、申請理由につきましては、議案のとおりです。

申請場所は、上市原の50号の信号から笠間方面に700メートルぐらい行った、国道の右側の自宅の前の畑です。申請理由は、自宅に車の駐車場がないために、家の前の畑に碎石を敷いて、車3台ぐらい止められる駐車場を造るためということの農地転用です。

隣接地は、東側は畑、南側が田、西側が畑、北側が道路です。雨水は、碎石を敷くために自然浸透、それから隣接地への日照、通風、耕作等への影響はないと思われまゝ。書類もそろっており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の72、73について、議席番号6番、12番委員より調査報告を願います。

○6番（柳橋 泰君） 番号72につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月25日、調査委員2名により、譲渡人及び譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は贈与です。

申請地は、国道355号線岩間駅入り口交差点から、石岡寄りの次の信号を愛宕山方面に右折し、500メートルほど入った道路の左側の土地です。譲受人の申請事由は、現在、夫婦でアパートで生活しており、家族が増える予定もあり手狭になったため、自己用住宅を建築したいというものです。譲渡人の申請事由は、高齢になり農業を続けるのに不安もあるので、孫である譲受人の要望に応えるというものです。

取水は上水道を利用、汚水、雑排水は公共下水道に接続、雨水、排水は浸透ますにより宅地内処理する計画です。東側は畑、西側は宅地、南側は畑、北側は市道で、日照、通風等、農地への影響はないものと判断いたしました。資金計画は借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

次に、番号73につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月25日、調査委員2名により、譲渡人及び譲受人の代理人立会いの上、現地を調査してきました。申請人、申請地等については、議案書に記載のとおりで、権利関係は売買です。

申請地は、JR岩間駅の北側踏切から、主要地方道水戸岩間線を東に200メートル進み、スーパー辰巳屋のある交差点を左折し、300メートルほど進んだところの日吉町区公民館隣の土地です。譲受人の申請事由は、今年3月に子供が生まれ、アパートが手狭になり、石岡市内から転居し、自己住宅を新築するというものです。譲渡人の申請事由は、譲受人から、住宅用地として強く要望があったためというものです。

取水は上水道を利用、汚水、雑排水は公共下水道に接続、雨水、排水は敷地内自然浸透処理の計画です。東側は住宅、その他3面は道路で、日照、通風等、周囲への影響はないものと判断いたしました。資金計画は、自己資金及び借入金によるものです。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

番号の74について、議席番号14番、15番委員より調査報告を願います。

○15番（込山祐一君） 番号74番につきまして、調査の結果を説明いたします。

7月21日11時から、指名調査委員2名と譲受人の父親立会いの上、現地を調査してまいりました。申請人、申請地、申請目的等については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、国道355号線岩間バイパス線沿いのセブンイレブン土師店の十字路を、東に1.5キロほど行った右側の畑です。譲受人の申請事由は、現在アパートに住んでいますが、出産を控え、親の住んでいる隣接地に自己住宅を建設したいということです。権利移転の内容は、使用貸借です。資金調達の面から見ても、実現性は認められます。

隣接地への影響ですが、東側は住宅、西側は畑、南側は畑、北側は宅地で、隣接への日照、通風、耕作地への影響はありません。また、給水ですが、市の上水道、排水は合併浄化槽により敷地内浸透処理槽、雨水は敷地内浸透です。そのほか関係書類についても完備しており、許可相当と判断されますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

ここで、事務局より農地区分等について説明願います。

○農業委員会事務局長（福島 猛君） 事務局より、農地区分について御説明いたします。

番号の72及び73につきましては、用途地域内の農地であるため、第三種農地と判断されます。

その他につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地という理由から、第二種農地と判断されます。

農地区分については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 担当委員の調査報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの担当委員の報告について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第3号は原案どおり決定されました。

議案第4号 非農地証明願について

○議長（永田良夫君） 日程第6、議案第4号 非農地証明願についてを議題といたします。

番号の6について、議席番号5番、8番委員より調査報告を願います。

○8番（長谷川愛子君） 番号6について、調査の報告をいたします。

25日8時30分より、指名調査委員と代理人立会いの上、調査をしてまいりました。願出人とは、電話にて確認をしております。申請人、申請地、申請目的等は、議案書に記載のとおりです。

申請地は、笠間駅から稲荷神社のほうに500メートルぐらい進んだところの右側にある商工会議所を、道路を挟んだ反対側の場所となっております。申請地は、耕作することなく年月を過ごしており、申請のとおり農地として使用されておられませんので、この申請に何ら問題ないと見てまいりました。

申請において、書類も完備されており、許可相当と判断できますので、御審議をいただきますようよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（永田良夫君） 御苦労さまでした。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第4号 非農地証明願について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第4号は原案どおり決定されました。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定

について

○議長（永田良夫君） 日程第7、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、御説明申し上げます。

議案書につきましては、10ページから11ページとなります。

今回の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく貸借権の設定で、相対による利用権の設定が3件となります。権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が1件となります。合計7筆、1万6,116平方メートルの設定でございます。詳細につきましては、議案書10ページから11ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第5号は原案どおり決定されました。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について

○議長（永田良夫君） 日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定についてを議題といたします。

事務局より説明願います。

○農業委員会事務局長補佐（菅谷清二君） 議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）の決定について、御説

明申し上げます。

議案書につきましては、12ページから19ページになります。

今回の農用地利用集積計画（農地中間管理事業、一括方式）につきましては、中間管理事業実施手続のため、公益社団法人茨城県農林振興公社が集積一括方式により中間管理権を設定し転貸するもので、利用権の設定が14件となります。

権利関係は、使用貸借権の設定が2件、賃貸借権の設定が12件となります。合計26筆、2万5,066平方メートルの計画でございます。詳細につきましては、議案書12ページから19ページを御覧いただき、御審議賜りますようお願いいたします。

なお、この農用地利用集積計画は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 事務局の説明が終わりました。

議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限を受ける案件が1件ありますので、当該案件を分離して先に審議いたします。

まず、議案第6号、番号81について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、7番入江保夫委員、退場をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

午後2時12分休憩

午後2時12分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

議案第6号、番号81について、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、議案第6号の番号81は、原案どおり決定されました。

それでは、7番入江保夫委員が入場しますので、暫時休憩といたします。

午後2時13分休憩

午後2時13分再開

○議長（永田良夫君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、ただいま分離して審議した議案第6号の1件を除く13件についてを審議いたしま

す。

お諮りいたします。

ただいまの説明について、何か御意見ございますか。

6 番。

○6 番（柳橋 泰君） ちょっと確認なんですけれども、この受入でかすみがうら市の株式会社ニチノウさんというのがあるんですが、この会社はどういった経営している会社なのかなって思いました。

○議長（永田良夫君） 暫時休憩といたします。

午後 2 時 1 4 分休憩

午後 2 時 1 4 分再開

○議長（永田良夫君） 会議を再開いたします。

そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 直ちに、お諮りいたします。

ただいま分離して審議した議案第 6 号の 1 件を除く 13 件について、原案どおり決することと御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（永田良夫君） 異議なしと認め、ただいま分離して審議した議案第 6 号の 1 件を除く 13 件について、原案どおり決定されました。

報告第 1 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について

○議長（永田良夫君） 日程第 9、報告第 1 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを議題といたします。

事務局より報告願います。

○農業委員会事務局長（福嶋 猛君） 報告第 1 号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告について、御報告いたします。

議案書につきましては、20 ページになります。

番号 9 は、茨城租税債権管理機構から令和 5 年 6 月 14 日付で農地の現況等について照会がありました。調査地は、議案書に記載されたとおりであります。

この件に関しましては、令和 5 年 6 月 28 日水曜日午後 3 時 30 分から、御覧の調査委員と事務局で調査いたしました。

1 か所目の場所は、国道 50 号線の金井の信号から県道笠間緒川線を約 400 メートル進み、認定こども園大成学園かさまこども園の敷地から、東北東へ約 640 メートルのところにあり

ました。現地の状況ですが、県営笠間大湊地区土地改良事業により造成中であり、事業区域内に換地予定であることから、茨城租税債権管理機構へは6月28日付で農地と報告いたしました。

2か所目の場所は、国道50号線の才木の信号から県道日立笠間線を約1.6キロメートル進み、セイコーマート笠間大湊店の手前の信号を左折し、約280メートル進んだ先の左側、約180メートル奥のところがありました。現地の状況ですが、耕作されていないビニールハウスが建っている農地であったことから、茨城租税債権管理機構へは6月28日付で農地と報告いたしました。

報告については、以上でございます。

○議長（永田良夫君） 以上で、報告第1号 農地の現況等に係る照会に対する調査の結果報告についてを終わります。

閉会の宣言

○議長（永田良夫君） 以上で提出議案の審議は全て終了いたしました。

これにて令和5年第7回笠間市農業委員会定例総会を閉会といたします。

御苦労さまでした。

午後2時18分閉会

会議規則第15条の規定により署名する

議 長

15番 委 員

16番 委 員